

浜田市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通事業者支援給付金 交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域公共交通事業者に対し、給付金を交付することにより、当該地域公共交通事業者の事業の継続を支援し、もって市民の移動手段の確保及び生活の安定化を図ることを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(給付対象者)

第2条 給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、市内に事務所又は事業所を有し、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により国土交通大臣の許可を受けて一般乗用旅客自動車運送事業を営営するものとする。ただし、市税を滞納している者を除く。

(給付金額)

第3条 給付金の額は、給付対象者が法第5条第1項第3号又は法第15条第3項に規定する事業用自動車（以下「事業用自動車」という。）の数に、3万円を乗じた額とする。ただし、給付金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請等)

第4条 給付対象者は、給付金の交付を受けようとするときは、新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通事業者支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和4年6月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 給付金の対象となる事業用自動車の自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する自動車検査証をいう。）の写し
- (2) 事業用自動車の休車リスト（令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号により中国運輸局島根運輸支局輸送部門に提出を行った場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、1給付対象者当たり1回に限りすることができる。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、給付の可否を決定し、新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通事業者支援給付金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第6条 市長は、虚偽の申請その他の不正の手段により給付金の交付決定を受け、又は給付金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は給付金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通事業者支援給付金交付要綱（令和2年規程）は、廃止する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。